

再商品化義務量の算定に係る量、比率等について

平成17年10月6日
経済産業省

《前提》

．個々の特定事業者の再商品化義務量は、ガラス製容器（無色、茶色及びその他の色）、飲料又はしょうゆ用のPETボトル（以下「PETボトル」という。）、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の6種類の「特定分別基準適合物」ごとに、以下の2段階の方法により算定される。

【第一段階】（P2～P8）

業種ごとの再商品化義務量（A）を算定する。 「1.」参照
…主務省令や、主務大臣が定める数値等により、機械的に算出される。

【第二段階】（P9～P13）

個々の特定事業者の再商品化義務量を算定する。 「2.」参照
…業種ごとの再商品化義務量（A）（主務大臣が公表）に、自らの排出見込量（B）の、当該業種全体の排出見込量（C）（主務大臣が公表）に占める割合を乗じることにより、各特定事業者が自ら算出する。 ……（ $A \times B/C$ ）

- ．本資料中に示す具体的な量、比率等は、
 - ・ 「容器包装利用・製造等実態調査」（主務省5省による総務省承認統計調査（経済産業省及び農林水産省が事務手続き）。以下「実態調査」という。）
 - ・ 「容器包装廃棄物分類調査」（環境省による調査。以下「分類調査」という。）

の2つの基礎調査によって得られたデータ等を基に設定した。

ただし、PETボトルについては「実態調査」から得られたデータのみを利用した。

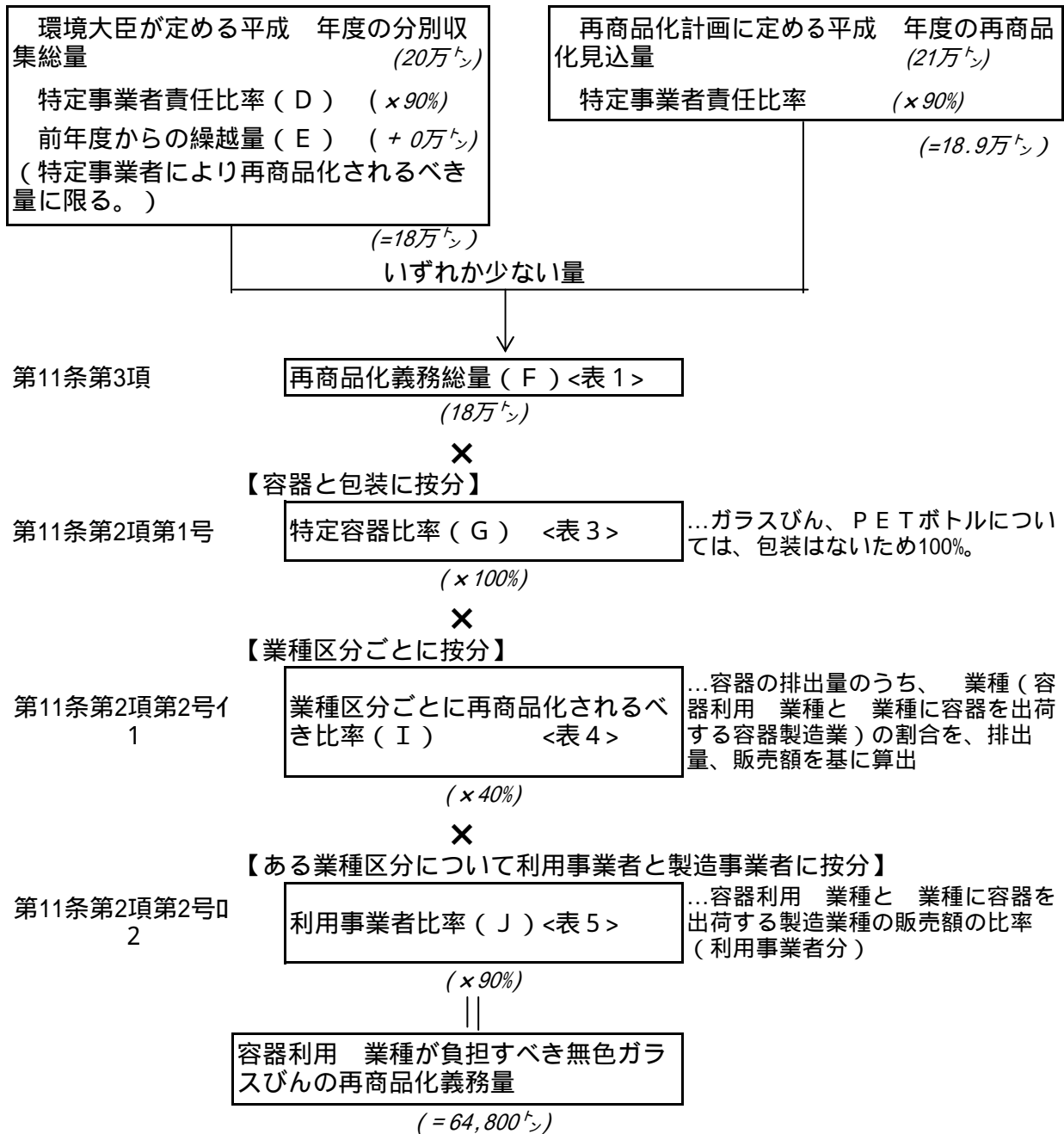
また、全ての量、比率は、昨年と同様に2年移動平均値を最終数値とした。

1. 業種区分ごとの再商品化義務量の算定【第一段階】

(1) 業種の区分ごとの再商品化義務量(A)の算定方法

業種の区分ごとの再商品化義務量は、各年度ごとに以下のように算定される。

(以下、モデルケースとして、平成 年度において、 という特定容器利用事業の業種が負うべき特定分別基準適合物(無色のガラスびん等)についての再商品化義務量を算出。なお、数値はいずれも説明の便宜のためのものである。)



1 : 排出量は販売額の比率で補正

2 : 容器製造事業者については、 が (1 -) の比率に置き換わる。

(2) 再商品化計画及び分別収集計画

< 再商品化計画(再商品化見込量) >

(単位:千トン)

業種の区分	H18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ガラスびん(無色)	150	150	150	150	150
ガラスびん(茶色)	160	160	160	160	160
ガラスびん(その他の色)	130	140	140	140	140
PETボトル	396	400	403	405	406
紙製容器包装	468	468	468	468	468
プラスチック製容器包装	742	762	850	936	941

< 分別収集計画量 >

(単位:千トン)

業種の区分	H18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ガラスびん(無色)	392	394	395	396	395
ガラスびん(茶色)	335	337	339	340	340
ガラスびん(その他の色)	191	193	194	195	196
PETボトル	285	300	316	331	345
紙製容器包装	155	167	176	190	199
プラスチック製容器包装	724	807	893	965	1,011

(3) 特定事業者責任比率 (D) 及び再商品化義務総量 (F)

特定事業者責任比率 (D) 及び平成18年度の再商品化義務総量 (F) は、以下のとおり設定した。

< 表 1 >

特定分別基準適合物	H18年度の分別収集見込総量(ア)(見込み)	H18年度の再商品化見込総量(イ)	(ア)、(イ)のうちいずれか少ない量(見込み)を基礎として算出した量	特定事業者責任比率(D)	H18年度の再商品化義務総量(F)
	トン	トン	トン	%	トン
1.ガラスびん(無色)	392,000	150,000	150,000	93	139,500
2.ガラスびん(茶色)	335,000	160,000	160,000	79	126,400
3.ガラスびん(その他の色)	191,000	130,000	130,000	88	114,400
4.PETボトル	285,000	396,000	285,000	100	285,000
5.紙製容器包装	155,000	468,000	59,000*	96	56,640
6.プラスチック製容器包装	724,000	742,000	724,000	95	687,800

(*) ; 分別見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理(96,000トン)を差し引いた量

なお、小規模企業者分は市町村により処理されることとなる。

< 表 2 >

特定分別基準適合物	小規模企業者分の比率	前年度
1.ガラスびん(無色)	7%	(6%)
2.ガラスびん(茶色)	21%	(19%)
3.ガラスびん(その他の色)	12%	(11%)
4.PETボトル	0%	(0%)
5.紙製容器包装	4%	(7%)
6.プラスチック製容器包装	5%	(7%)

(4) 特定容器比率 (G)

特定容器比率 (G) は、以下のとおり設定した。

なお、ガラス製容器及びPETボトルは、いずれも特定容器のみであって特定包装はないため、本比率は100%とする。

< 表 3 >

特定分別基準適合物	容器比率	前年度
5.紙製容器包装	85.81%	(84.30%)
6.プラスチック製容器包装	92.70%	(91.83%)

(5) 業種の区分ごとに再商品化されるべき量の比率()

業種の区分ごとに再商品化されるべき量の比率()は、以下のとおりに設定した。

< 表 4 >

(単位：%)

業種の区分	ガラス製容器			PETボトル
	無色	茶色	その他	
1. 食料品製造業	50.84 (51.19)	8.62 (11.20)	6.76 (9.53)	3.59 (3.75)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	19.24 (17.51)	32.68 (31.36)	17.41 (15.86)	92.48 (91.67)
3. 酒類製造業	25.20 (25.13)	12.22 (9.23)	72.66 (70.62)	3.93 (4.58)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5. 医薬品製造業	1.19 (1.52)	45.90 (47.66)	1.06 (1.76)	
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	2.88 (3.91)	0.11 (0.11)	1.27 (1.44)	
7. 小売業				
8. その他の事業	0.65 (0.74)	0.47 (0.44)	0.84 (0.79)	
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

= 清涼飲料製造業

上段：平成18年度の最終数値案

下段：()内は平成17年度の最終数値

< 表 4 >

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器	プラスチック製 容器
1. 食料品製造業	36.05 (34.65)	46.00 (46.70)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	3.05 (3.00)	3.02 (2.62)
3. 酒類製造業	2.54 (1.96)	0.41 (0.40)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	5.54 (5.41)	4.35 (3.81)
5. 医薬品製造業	3.74 (4.01)	2.63 (2.49)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	3.84 (4.17)	5.26 (5.62)
7. 小売業	14.04 (14.53)	28.27 (26.71)
8. その他の事業	31.20 (32.27)	10.06 (11.65)
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

上段：平成18年度の最終数値案

下段：()内は平成17年度の最終数値

(6) 業種の区分ごとの特定容器利用事業者の比率 (J)

業種の区分ごとの特定容器利用事業者と特定容器製造等事業者の再商品化義務量の比率は、以下のとおり設定した。

< 表 5 >

(単位：%)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	94.34 (95.57)	5.66 (4.43)	98.07 (97.02)	1.93 (2.98)	97.11 (95.84)	2.89 (4.16)	88.15 (90.66)	11.85 (9.34)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	93.25 (93.93)	6.75 (6.07)	87.68 (85.59)	12.32 (14.41)	91.02 (91.86)	8.98 (8.14)	83.54 (85.02)	16.46 (14.98)
3. 酒類製造業	93.26 (92.63)	6.74 (7.37)	95.90 (95.08)	4.10 (4.92)	95.05 (95.24)	4.95 (4.76)	91.10 (91.32)	8.90 (8.68)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	99.30 (99.31)	0.70 (0.69)	95.09 (94.41)	4.91 (5.59)	99.43 (99.42)	0.57 (0.58)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	98.79 (98.51)	1.21 (1.49)	97.91 (98.61)	2.09 (1.39)	99.29 (99.24)	0.71 (0.76)		
7. 小売業								
8. その他の事業	99.33 (97.90)	0.67 (2.10)	99.93 (98.65)	0.07 (1.35)	99.73 (99.68)	0.27 (0.32)		

= 清涼飲料製造業

上段：平成18年度の最終数値案

下段：()内は平成17年度の最終数値

< 表 5 >

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	95.81 (94.06)	4.19 (5.94)	97.40 (95.71)	2.60 (4.29)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	91.13 (89.44)	8.87 (10.56)	96.52 (94.71)	3.48 (5.29)
3. 酒類製造業	86.03 (82.62)	13.97 (17.38)	98.69 (98.49)	1.31 (1.51)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	94.65 (94.37)	5.35 (5.63)	88.35 (88.68)	11.65 (11.32)
5. 医薬品製造業	99.50 (99.37)	0.50 (0.63)	98.96 (98.21)	1.04 (1.79)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	98.81 (98.79)	1.19 (1.21)	94.15 (93.10)	5.85 (6.90)
7. 小売業	99.25 (99.41)	0.75 (0.59)	99.27 (99.41)	0.73 (0.59)
8. その他の事業	99.11 (98.71)	0.89 (1.29)	98.90 (99.18)	1.10 (0.82)

上段：平成18年度の最終数値案

下段：()内は平成17年度の最終数値

2. 個々の特定事業者の再商品化義務量の算定に係る量、比率等【第二段階】

(1) 個々の特定事業者の再商品化義務量の算定方法

個々の特定事業者は、業種ごとの再商品化義務量（A）（主務大臣が告示）に、以下の比率（B / C）を乗じることにより、自ら、再商品化義務量を算定する。

[主務省令で定める方法により個々の特定事業者が算定]		
個々の特定事業者の再商品化義務量	業種ごとの再商品化義務量 (A) [主務大臣の告示数値により算定可]	$\times \frac{\text{個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量 (B)}}{\text{当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量 (C)}}$
<表 7> [主務大臣が告示]		

(2) 個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量（B）

個々の特定事業者の容器包装廃棄物の排出見込量（B）は、自主算定方式、簡易算定方式（自主算定方式ができない場合に限る。）、の2通りの算定方法を主務省令で定め、個々の特定事業者が自ら算出する。

自主算定方式

自主算定方式は、用いる又は製造等する容器包装の量から、

a. 自ら回収する量等

b. その他容器包装廃棄物として排出されない量

を差し引いた量を排出見込量（B）とする。

(B) =	当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量 [個々の特定事業者が算定]	-	当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量 [個々の特定事業者が算定]	+	その他容器包装廃棄物として排出されない量 [個々の特定事業者が算定]
-------	--	---	---	---	---------------------------------------

簡易算定方式

簡易算定方式は、用いる又は製造等する容器包装の量に、容器包装廃棄物比率（ ）を乗じた量を（B）とする。

(B) =	当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量 × 容器包装廃棄物比率（ ） [個々の特定事業者が算定]	<表 6>
-------	---	-------

容器包装廃棄物排出比率()は以下のとおり設定した。

< 表 6 >

(単位：%)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	100 (95)	100 (100)	90 (85)	100 (100)	100 (100)	100 (95)	85 (80)	95 (100)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	80 (75)	100 (90)	60 (55)	100 (100)	100 (95)	100 (100)	85 (85)	100 (100)
3. 酒類製造業	75 (75)	95 (90)	60 (55)	90 (80)	75 (70)	85 (85)	80 (85)	95 (100)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	60 (60)	95 (90)	75 (75)	100 (95)	60 (60)	100 (100)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	100 (100)	100 (100)	100 (100)	100 (100)	90 (95)	100 (100)		
7. 小売業								
8. その他の事業	85 (80)	100 (100)	30 (30)	100 (100)	90 (80)	100 (100)		

= 清涼飲料製造業

上段：平成18年度の最終数値案

下段：()内は平成17年度の最終数値

< 表 6 >

(単位：%)

業種の区分	紙製容器		プラスチック製容器	
	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	80 (80)	100 (95)	80 (80)	95 (95)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	70 (75)	100 (100)	80 (80)	100 (95)
3. 酒類製造業	90 (80)	95 (95)	85 (80)	90 (95)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	95 (95)	95 (85)	90 (85)	100 (95)
5. 医薬品製造業	65 (65)	100 (85)	40 (40)	75 (85)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	95 (95)	100 (100)	95 (95)	100 (100)
7. 小売業	75 (70)	90 (95)	95 (95)	90 (75)
8. その他の事業	50 (60)	85 (85)	40 (45)	80 (60)

包装（各業種共通）	70 (75)		65 (60)	
-----------	------------	--	------------	--

上段：平成18年度の最終数値案
下段：（ ）内は平成17年度の最終数値

(3) 当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込み量(C)

当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込み量(C)は、以下のとおり設定した。

< 表 7 >

(単位:トン)

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利 用	製 造 等
	利 用	製 造 等	利 用	製 造 等	利 用	製 造 等		
1. 食料品製造業	302,571 (296,949)	357,559 (382,387)	28,718 (34,999)	43,586 (52,909)	11,263 (15,093)	12,923 (21,209)	14,086 (13,980)	16,105 (17,477)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	113,242 (101,265)	131,612 (121,953)	120,134 (124,932)	193,455 (207,252)	30,433 (20,789)	30,841 (24,585)	370,700 (315,921)	443,144 (394,797)
3. 酒類製造業	150,782 (155,971)	181,688 (207,381)	43,729 (31,589)	85,547 (59,110)	127,724 (100,932)	149,033 (150,549)	15,366 (15,491)	18,558 (18,850)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	6,707 (8,052)	9,236 (11,972)	173,930 (173,091)	257,926 (263,468)	1,595 (2,350)	3,145 (5,169)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	14,862 (17,653)	12,802 (13,559)	731 (503)	918 (564)	2,709 (2,997)	1,841 (1,609)		
7. 小売業								
8. その他の事業	3,620 (8,968)	1,670 (2,797)	1,810 (2,113)	1,843 (2,845)	1,352 (1,294)	258 (267)		

= 清涼飲料製造業

上段:平成18年度の最終数値案

下段:()内は平成17年度の最終数値

< 表 7 >

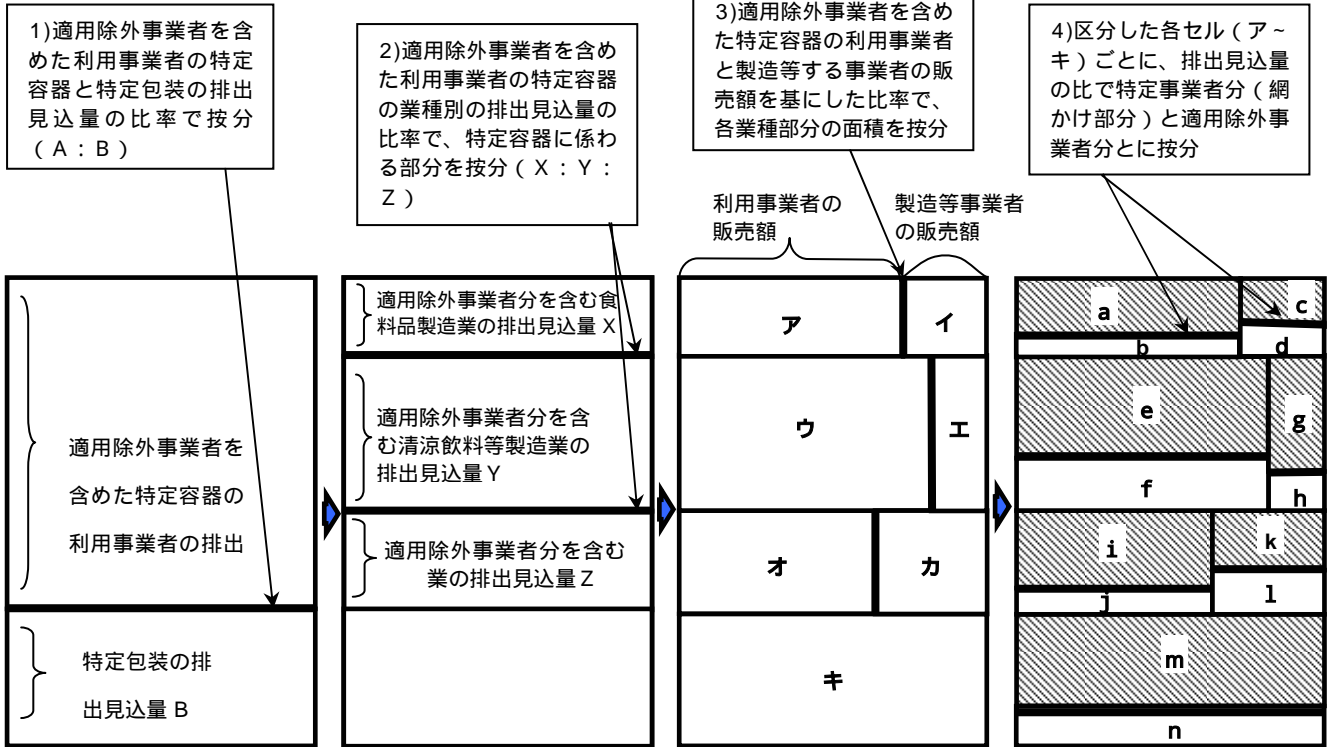
(単位：トン)

業種の区分	紙製容器		プラスチック製容器	
	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	288,754 (253,771)	385,280 (404,909)	458,803 (472,686)	649,213 (729,581)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	24,223 (21,513)	53,960 (65,608)	29,853 (26,601)	71,208 (75,831)
3. 酒類製造業	19,678 (13,679)	26,206 (32,184)	4,094 (4,094)	7,231 (10,245)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	44,574 (40,092)	56,284 (58,855)	42,852 (38,690)	69,303 (82,165)
5. 医薬品製造業	30,346 (29,860)	38,733 (39,304)	26,274 (25,361)	57,258 (74,716)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧品調整品製造業	31,310 (31,607)	25,573 (27,918)	52,910 (57,328)	70,438 (88,289)
7. 小売業	113,918 (109,256)	160,274 (143,095)	283,860 (274,513)	255,970 (208,056)
8. その他の事業	252,756 (241,601)	556,490 (515,263)	101,784 (118,752)	260,183 (212,190)

包装（各業種共通）	195,758 (197,509)		102,219 (91,993)	
-----------	----------------------	--	---------------------	--

上段：平成18年度の最終数値案

下段：（ ）内は平成17年度の最終数値



厳密には利用事業者の販売額 - (1/2 × 製造等事業者の販売額)

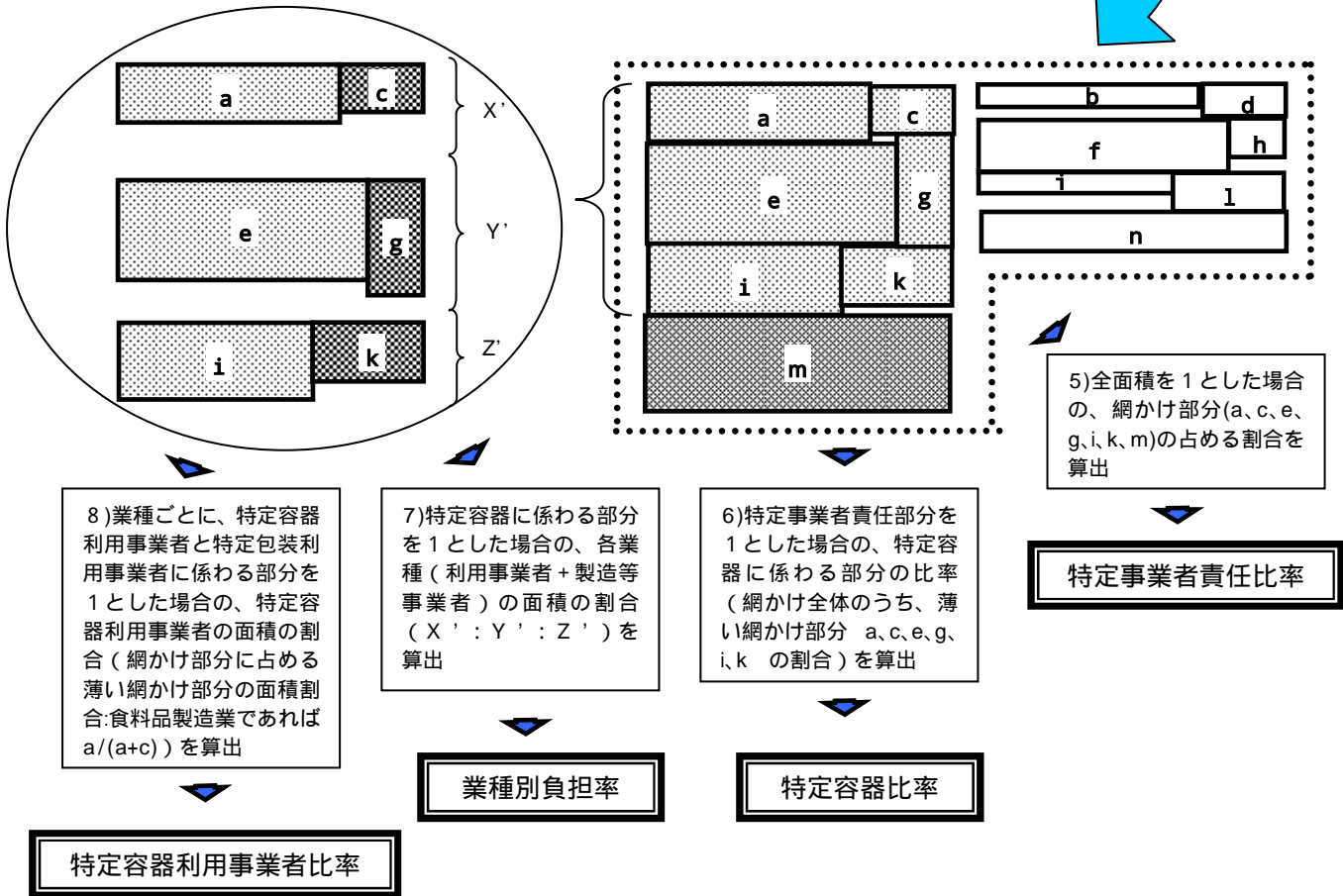


図 業種毎の再商品化義務量の算定に用いる比率の算出手順

紙製容器包装の再商品化義務総量について

1. 経緯

紙製容器包装については、市町村分別収集量に占める市町村独自処理量の割合が大きい等の理由により、容器包装リサイクル法施行当初より分別収集見込み量と指定法人引取実績量の間大きな乖離が生じていた。

一方、平成12年度～平成14年度までの間、国は分別収集見込み量に特定事業者責任比率を乗じた数値を再商品化義務総量と定めていたが、指定法人は、当該義務総量に基づき事業計画を策定するため、結果として、指定法人が特定事業者から過大に再商品化委託料を徴収する要因となっていた（過大徴収分は、次年度以降精算）。

このため、平成15年度より、指定法人が特定事業者から過大な再商品化委託料を徴収しないようにすることを目的として、分別収集見込み量から環境省が調査した市町村独自処理量を差し引いた量に基づき再商品化義務総量を算定することとしている。

2. 平成18年度の再商品化義務総量の算定について

環境省の調査によると、平成18年度についても、依然、市町村分別収集見込み量に占める市町村独自処理計画量の割合が大きかったことから、平成15、16、17年度同様、分別収集見込み量から市町村独自処理計画量を控除した量59千トンに特定事業者責任比率を乗じて再商品化義務総量を算定することとした。

なお、その他の品目については、これまでと同様の理由（ガラスびん：再商品化義務総量は、再商品化見込量に基づく数値であり、分別収集計画量の影響は受けていない。ペットボトル及びプラスチック容器包装：市町村分別収集見込み量に占める市町村独自処理計画量の割合が小さく、再商品化義務総量に大きな影響を及ぼさない。）により、市町村独自処理計画量を勘案せずに再商品化義務総量を算定することとした。

平成18年度の分別収集見込み量及び市町村独自処理計画量

（単位：千トン）

		分別収集見込み量（A）	Aのうち独自処理計画量
ガラスびん	無色	392	238
	茶色	335	170
	その他の色	191	61
紙製容器包装		155	96
ペットボトル		285	79
プラスチック製容器包装		724	53

出所：環境省調査

（参考）

特定事業者に対する再商品化義務総量の算定は、容器包装リサイクル法第11条第3項に基づき、分別収集見込み量と再商品化見込み量のいずれか少ない量に特定事業者責任比率を乗じて得た量を基礎として主務大臣が定める量と規定されている。